

令和6年度における指定管理者の指定の手続に関する方針

現に指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理者の指定の期間が令和7年3月31日で満了する公の施設のうち52施設につきまして、次のとおり令和6年度における指定管理者の指定の手続の方針を決定しました。
この方針に従い、必要な手続を進め、令和6年度中に指定の議案を市議会に提出する予定です。

1 指定管理者を公募して指定する方針の公の施設（20施設）

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者	今後の方針	指定の期間 （予定）	所管課
音声館	指定管理者制度	一般財団法人 奈良市総合財団	公募による指定管理者の指定の手続を実施	令和7年4月1日 ～令和12年3月31日 （5年間）	市民部 文化振興課
ならまち格子の家	指定管理者制度	奈良町にぎわいの家管理 共同体	公募による指定管理者の指定の手続を実施	令和7年4月1日 ～令和12年3月31日 （5年間）	観光経済部 奈良町にぎわい課
奈良町にぎわいの家	指定管理者制度	奈良町にぎわいの家管理 共同体	公募による指定管理者の指定の手続を実施	令和7年4月1日 ～令和12年3月31日 （5年間）	観光経済部 奈良町にぎわい課
鴻ノ池陸上競技場等11体育施設	指定管理者制度	奈良市スポーツまちづくり 推進パートナーズ	「奈良市鴻ノ池陸上競技場等17体育施設」として、公募による指定管理者の指定の手続を実施	令和7年4月1日 ～令和12年3月31日 （5年間）	市民部 スポーツ推進課
鴻ノ池ランニングステーション	指定管理者制度	奈良市スポーツまちづくり 推進パートナーズ			
鴻ノ池スケートボードパーク	指定管理者制度	奈良市スポーツまちづくり 推進パートナーズ			
中央武道場等4体育施設	指定管理者制度	一般財団法人 奈良市総合財団			

2 指定管理者を公募せずに指定する方針の公の施設（33施設）

■ 管理運営において事業の継続性や専門性、市の施策との一体性が必要とされる公の施設であって、他の団体によっては施設の設置の目的の達成又はその他の市の施策の推進に重大な支障をきたすため、公募しない公の施設
【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節①参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者	申請を求める 団体の名称	左の団体に申請を求める理由	指定の期間 （予定）	所管課
杉岡華邨書道美術館	指定管理者制度	一般財団法人 奈良市総合財団	一般財団法人 奈良市総合財団	当該団体は、平成24年度より当該施設の管理運営を行っているが、開館時より業務に携わっている杉岡華邨書道美術財団の財団資産及び職員を受け継いでおり、当該施設で実施する事業の遂行にあたっては、職員が有する専門性の高い知識及び経験が必要であることから、当該団体に管理運営を行わせることが施設の設置目的達成に最も効果的である。	令和7年4月1日 ～令和12年3月31日 （5年間）	市民部 文化振興課

■ 地域の住民の利用に供することや地域の振興・活性化を主たる目的とした比較的小規模な公の施設であって、当該地域の住民で組織された団体に管理を行わせることがふさわしいため、公募しない公の施設
【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節②参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者	申請を求める 団体の名称	左の団体に申請を求める理由	指定の期間 （予定）	所管課
八条コミュニティスポーツ広場	指定管理者制度	八条第二自治会	八条第二自治会	コミュニティスポーツ施設は、市民の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりを目的として設置された施設である。地域に根ざした施設であるため地域の団体に管理してもらうことは、市民の行政への参画や協働を促し、市民による自治につながると考える。また、緊急時等にも迅速な対応が可能であり、現在の指定管理期間中も管理を支障なく行っているため左記の団体に申請を求めるのが妥当である。	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日 （1年間）	市民部 スポーツ振興課
都祁交流センター	指定管理者制度	一般財団法人奈良市総合 財団	都祁まちづくり協議会	この団体は、都祁地域におけるまちづくりについて協議を行うほか、地域の振興等を図り、もつて奈良市の発展に資することを目的としている団体であり、当該団体に管理運営を行わせることが施設の設置目的達成に最も効果的であると判断するため。	令和7年4月1日 ～令和10年3月31日 （3年間）	市民部 都祁行政センター 地域振興課

京西公民館平松分館	指定管理者制度	平松一丁目自治会	平松一丁目自治会	この団体は、当該地域の住民で組織され、地域社会の発展と住民福祉の増進を図る団体であり、地域の実情に精通しているため、施設の設置目的に沿った管理運営を行うことができ、また地域コミュニティの拠点施設として地域の振興や活性化を図ることができる。さらに、社会教育法の枠組みに関して分館のあり方等の重要な変更を予定しているため。	令和7年4月1日 ～令和12年3月31日 (5年間)	教育部 地域教育課
伏見公民館あやめ池分館	指定管理者制度	あやめ池地区自治連合会	あやめ池地区自治連合会	この団体は、当該地域の住民で組織され、地域社会の発展と住民福祉の増進を図る団体であり、地域の実情に精通しているため、施設の設置目的に沿った管理運営を行うことができ、また地域コミュニティの拠点施設として地域の振興や活性化を図ることができる。さらに、社会教育法の枠組みに関して分館のあり方等の重要な変更を予定しているため。	令和7年4月1日 ～令和12年3月31日 (5年間)	教育部 地域教育課
平城公民館歌姫分館	指定管理者制度	歌姫町自治会	歌姫町自治会	この団体は、当該地域の住民で組織され、地域社会の発展と住民福祉の増進を図る団体であり、地域の実情に精通しているため、施設の設置目的に沿った管理運営を行うことができ、また地域コミュニティの拠点施設として地域の振興や活性化を図ることができる。さらに、社会教育法の枠組みに関して分館のあり方等の重要な変更を予定しているため。	令和7年4月1日 ～令和12年3月31日 (5年間)	教育部 地域教育課
飛鳥公民館白毫寺分館	指定管理者制度	白毫寺町連合自治会	白毫寺町連合自治会	この団体は、当該地域の住民で組織され、地域社会の発展と住民福祉の増進を図る団体であり、地域の実情に精通しているため、施設の設置目的に沿った管理運営を行うことができ、また地域コミュニティの拠点施設として地域の振興や活性化を図ることができる。さらに、社会教育法の枠組みに関して分館のあり方等の重要な変更を予定しているため。	令和7年4月1日 ～令和12年3月31日 (5年間)	教育部 地域教育課
都跡公民館佐紀分館	指定管理者制度	佐紀中町自治会	佐紀中町自治会	この団体は、当該地域の住民で組織され、地域社会の発展と住民福祉の増進を図る団体であり、地域の実情に精通しているため、施設の設置目的に沿った管理運営を行うことができ、また地域コミュニティの拠点施設として地域の振興や活性化を図ることができる。さらに、社会教育法の枠組みに関して分館のあり方等の重要な変更を予定しているため。	令和7年4月1日 ～令和12年3月31日 (5年間)	教育部 地域教育課

■ 医療施設又は福祉施設等利用者に対して特に配慮が必要とされる公の施設であって、指定管理者の変更が利用者の心身に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節③参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者	申請を求める団体の名称	左の団体に申請を求める理由	指定の期間 (予定)	所管課
総合福祉センター	指定管理者制度	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会	障害者との継続的な人間関係が構築されており、安心して利用できる施設となっている。指定管理者の変更は対人関係を構築しにくい障害者、特に生活介護事業利用者に混乱をきたすこととなる。また各障害者団体とも社会福祉協議会として公平な関係性が保たれている。	令和7年4月1日 ～令和17年3月31日 (10年間)	福祉部 障がい福祉課

■ その他市長又は教育委員会が指定管理者の公募を行うことが適当でないと認める特別の事情があるため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節⑨参照】

施設の名称	現在の状況		申請を求める団体の名称	左の団体に申請を求める理由	指定の期間 (予定)	所管課
		現在の指定管理者				
名勝大乗院庭園文化館	指定管理者制度	株式会社奈良ホテル	株式会社奈良ホテル	当該団体は、隣接する名勝旧大乗院庭園の管理を行っており、平成22年度より当該施設の管理運営を行っているが、当該施設で実施する事業については、庭園を活用し一体的に実施する必要があることから、当該団体に管理運営を行わせることが当該施設の設置目的の達成に最も効果的である。	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日 (1年間)	市民部 文化振興課
奈良町南観光駐車場	指定管理者制度	有限会社くるみの木	有限会社くるみの木	奈良市奈良町南観光駐車場の運営管理を最も合理的かつ効果的に行うためには、奈良市奈良町南観光案内所運営事業及びにぎわい創出事業業務委託公募型プロポーザル方式で選定された事業者が最適である。	令和7年4月1日 ～令和12年3月31日 (5年間)	観光経済部 奈良町にぎわい課